

中尾山古墳整備基本設計業務委託 仕様書

1 業務名称

令和6年度 第406号 中尾山古墳整備基本設計業務委託

2 業務目的

中尾山古墳は江戸時代よりその存在が認識されており、高松塚古墳とともに文武天皇の檜隈安古岡上陵の候補地とされてきた。昭和49年には明日香村が主体となり、範囲確認調査を実施し、墳丘が八角形であることが判明した。平成19年度には世界文化遺産の構成資産候補となったが、史跡指定地外にも墳丘の遺構が存在することが明らかとなり、追加指定範囲を明確にするため、令和2年度に発掘調査を実施した。その結果、従来通り墳丘は、八角形であることが確認できたとともに、墳丘の一段目と二段目の段築が垂直に石材を積んだ構造で、三段目が版築による盛土のみという特異な構造であることが判明した。埋葬施設についても精巧な加工が施されているとともに、一部に造営当初の水銀朱が塗布されていることが改めて明らかとなった。一方、発掘調査後は、墳丘や石室の保護を目的として、全面的に埋め戻しを行い、現状では地表面から確認することが不可能な状態にある。そのため本村では、中尾山古墳について、本村における中尾山古墳の整備のあり方を示した『中尾山古墳整備基本構想(令和4年度)』、ならびに脆弱な墳丘の保護と埋葬施設の適切な管理、また現地での公開に向けた具体的な整備の考え方を示した『中尾山古墳整備計画(令和5年度)』を策定した。また発掘調査の成果を受けて、令和5年10月には一部が追加指定された。

本業務は、先述の『中尾山古墳整備基本計画』で示された基本的な考え方を踏まえ、中尾山古墳の墳丘及び外周石敷、さらに埋葬施設の確実な保存と適切な活用の整備に向けた基本設計を行うものである。

3 業務内容

(1) 設計と条件の検討

『中尾山古墳整備基本構想』及び『中尾山古墳整備基本計画』で示された整備のあり方を踏まえ、整備に向けた具体的な設計と条件を明らかにし整理する。

(2) 諸施設の検討及び設定

『中尾山古墳整備基本構想』及び『中尾山古墳整備基本計画』で示された遺構の保存と適切な活用のために必要な諸施設の形状及び構造等を検討する。

(3) 基本設計図面の作成

(1)と(2)の検討内容を踏まえて、中尾山古墳の遺構保存と遺構整備の全体計画、さらにそのための諸施設の基本設計図面を作成する。なお、設計内容については、後述の『明日香村史跡整備検討委員会』での審議内容を踏まえるものとする。

基本設計図面の内容は以下を標準とする。

- 全体計画図
- 造成計画図
- 遺構保存計画図
- 遺構整備計画図
- 遺構見学のための環境整備計画図
- 遺構公開・活用のための施設計画図
- 各種詳細図

(4) 概算工事費の算出

基本設計図面に基づき概算工事費を算出する。

(5) 基本設計説明書の作成

(1)と(2)の検討内容及び(3)で作成した基本設計図面の考え方を整理した基本設計説明書を作成する。

(6) 委員会運営の支援

(1)～(4)の検討を行うあたりの委員会開催の支援。

- 1) 検討委員会資料の作成
- 2) 委員への謝金及び交通費の支払い
- 3) その他、委員会開催にかかる支援

4 成果品

本業務の成果品は以下の内容とする。

(1) 報告書 1部

- 1) 基本設計図面
- 2) 概算工事費
- 3) 基本設計説明書

(2) 上記の電子データ（CDまたはDVD）1枚

5 委託期間

委託契約締結日の翌日から、令和7年3月28日までとする。

6 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、文化財課と協議のうえ、「作業計画書」を作成するものとする。

7 打ち合わせ

受託者は、本業務の実施において、文化財課及び関係機関と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打ち合わせの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

8 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、同種・類似業務の経験を有する者を担当者に配置しなければならない。

9 納品場所

明日香村教育委員会事務局文化財課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21

10 その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び業務内容等に疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。